

令和8年6月23日

平塚市監査委員 能 勢 祐 二  
 同 城 田 孝 子  
 同 出 村 光  
 同 上 野 仁 志

**監査の結果により講じた措置について（公表）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課  
 市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課
- 2 監査実施日  
 令和8年4月24日
- 3 監査結果の公表日  
 令和8年5月22日（平塚市監査委員公表第6号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務                      （指摘事項）                      （1） 土地・公舎の賃貸借契約において、新規契約した医師住宅の敷金について、勘定科目「敷金」ではなく、「雑費」から支払われていた。また、解約した医師住宅の敷金及び修繕費について、勘定科目「敷金」「修繕費」ではなく、「賃借料」に返還されていた。</p>	<p>財務に関する事務                      （1） 敷金の支出の取扱いについては担当マニュアルに記載がありましたが、処理内容の確認不足と認識誤りにより科目違いが発生しました。これを受け、担当内で情報共有し、マニュアルの記載方法を改めました。今後は、担当者・決裁者ともに支出内容を的確に把握し、内容に応じた勘定科目を十分に確認したうえで、適正な事務の執行に努めます。                      また、解約した医師住宅の敷金及び修繕費の勘定科目誤りについては、担当者・決裁者が内容を的確に把握するとともに、収入伝票を担当課に回付・合議を取るダブルチェック方式により再発防止に努めます。</p>

<p>( 2 ) 契約事務において、修繕費の随意契約について、契約締結前に業務着手されていた。また、契約金額の減額に対して、変更契約すべきところ、日付を遡って契約書が作成されていた。</p> <p>平塚市病院事業会計規程及び平塚市病院事業契約規程に則り、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>( 2 ) 早急に修繕実施の必要性のある案件であったことから、修繕実施の方針をもとに業務着手を優先したことから契約作成に係る手順の認識誤りが原因です。これを受け、事務処理の手順を再度確認するとともに、担当内で業務についての適切な状況把握と報告、情報共有を十分に図り、適切な契約事務の執行を徹底します。</p>
---	---

以 上